

【パネリスト発表②】万引き対策：少年から高齢者へのシフト

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構理事 若松 修

1 はじめに

本日は、「万引き対策：少年から高齢者へのシフト」というタイトルでお話しさせていただく。私たちはこの10年間、東京都又は警視庁を中心として、結果としては少年犯罪に重点的に取り組んできた。そういった実績を踏まえ、今日様々なデータでお示しいただいたように、高齢者による万引きが増えてきていることにどう対処したらいいか、本日は皆様と一緒に私自身も考えてまいりたいと思っている。

2 全国万引犯罪防止機構

最初に、簡単に全国万引犯罪防止機構（以下「万防機構」という。）について説明させていただく（図1）。平成17年6月に、東京都万引防止協議会の趣旨を引き継ぐかたちで設立された。今年になり、副理事長に竹花元警察庁生活安全局長、顧問として樋口前警視總監に入っていていただいで態勢を強化した。

万防機構は、大きく二つの役割を担っている。一つは、万引き犯罪に関するさまざまなナショナルセンター的な機能である。本日お手元にお配りいただいている、『地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書』*の作成は万防機構で行った。全国の万引き犯罪に取り組む様々な団体から御報告をいただいて1冊にまとめたという、これがナショナルセンター的な機能である。もう一つは、シンクタンク的な機能である。その中でも調査を行っている。全国小売業万引被害実態調査、それから万引きに関する全国青少年意識調査を、既に8年連続で行っており、今現在、来年の発表に向けて調査依頼をしている。全国小売業万引被害実態調査は、警察庁の協力をいただいて、国内の主要な小売業チェーンを対象に万引きの被害の実態、万引きの対策にどういったものを行っているかという実態調査をやっている。去年は約650社の協力を得て報告書をまとめている。

万引きに関する全国青少年意識調査も8回連続、対象のアンケート回答者が1万人を超えている。小学校5年生、中学校2年生、高校2年生、それぞれ合わせて1万人を超える生徒たちに、文部科学省の協力をいただいて、万引きに対する意識や友人から誘われたときの対応、喫煙やドラッグなどと比べて万引きをどのように捉えているのかといった、いろいろな角度からの意識調査をやっている。これについては専門家に入っただいて分析し、レポートとして広く提供している。

3 東京都における万引きの推移

こういった万防機構の活動の中で、東京都における万引きの推移（図2）は、データについては警視庁の山口課長からご説明いただいているので割愛するが、万引きの比率が高止まりしていることをお示しいただいた。その中で特に高齢者の比率が、昨年とうとう少年の比率を上回ってしまった。これがまさに、高齢者対策を真剣にやらなければいけないということにつながっている。

4 東京都における万引防止活動

東京都における万引き防止活動（図3）についてであるが、平成15年、ちょうど10年前に東京都万引防止協議会が設置された。この大きなきっかけになったのが、平成14年に経済産業省が書店における万引きの実態調査を初めて行った。全国の書店における万引き被害の実態調査をやったところ、平均して1店舗当たり年間

210 万円の万引き被害が発生したという、驚くべき数字が発表されたわけである。そのころから書店における万引きが社会問題になっていった。

中古の本を取り扱う新古書店の登場が大きな社会的背景としてあった。書店が万引きの被害によって閉店するといった、非常にゆゆしき事態が多数発生した。まずは書店の団体が当時東京都の副知事をされていた竹花氏に訴えかけ、東京都万引防止協議会が発足されたという経緯がある。その後、平成 18 年に子供に万引をさせない連絡協議会、平成 21 年には東京万引き防止官民合同会議が矢継ぎ早に設置され、この 10 年間に、東京都においては万引対策を継続していろいろな形で行ってきた。

東京都万引防止協議会は、当時東京都の副知事をされていた竹花氏の発案であったが、この協議会の特徴は、私も所属している流通業界、教育、法曹、警察、PTA の関係者が初めて一堂に会したということだ。非常に意義のある協議会で、私たち自身も啓発される部分が相当あった。

そこで「万引をさせないための行動計画」が採択され、これが以降 10 年に及ぶ私たちの活動の基本になっている。大きく五つある。万引しにくい店づくり、万引一掃の教育・キャンペーンの強化、万引発見の徹底、万引を繰り返させない仕組み、万引物品の売買防止である。

万引しにくい店づくりは今でこそ当たり前のことである。しかし 10 年前、万引防止協議会を開催したとき、私を含めた流通業界の人間が協議会にどういうスタンスで参加したかということ、これだけ万引きがあつたら商売をやっていけない、どうにかしてほしいという被害者としての立場で臨んでいた。

私はその後あるシンポジウムで、中学生・高校生と議論する機会があった。そのときに中学生から、「ディスカウントストアなどに行くと歩道に商品が山積みになっている。まるで取っていってくれというように無造作に積んである」という指摘があった。ある高校生からは、「社会見学でコンビニに行ったときにコンビニの店長が、万引きの被害を見込んで仕入れ価格を下げてロス率をはなから計算していると言っていた。万引きされてもしょうがないような店じゃないか」という指摘をされ、頭をガツンとやられた記憶がある。

そういった議論をきっかけにして、店の側も単に被害者面をするのではなく、どうすれば万引きされない店をつくれるか。専門家も含めてさんざん議論した結果が、今の万引きしにくい店舗ということで、相当のノウハウにつながったという経緯がある。

万引物品の売買防止についても、少年犯罪の大きな動機になっているのが、本、DVD、ゲームソフトを昔と違って今の子どもたちは換金目的で万引きすることが分かってきた。そこで、そういった万引き品を処分するマーケットを規制しなければならない。この辺は古物営業法の改正につながるなど、このときの東京都万引防止協議会が東京都における万引き対策の第一歩だったと言っても過言ではないと思う。

こういった志を全国に普及させようということで、万防機構が平成 17 年に設立された。さらに、東京都においても「子どもに万引をさせない連絡協議会」が平成 18 年に設置され、今日に至るまで随時開催されている。また、「東京万引防止官民合同会議」という、先ほど山口課長から説明があつたように、東京都において官民が合同で万引きに対処する体制が整った。

「万引防止のためのアクションプログラム」(図 4)では、警察があり、お店では万引きしにくい店舗づくり、学校関係では万引き防止の教育・啓発活動をするということで、それぞれの役割の中でやっていこうというものである。とりわけ、万引きしにくい店舗づくりについては、お店がかなり頑張っている。教育もいろいろな啓発活動で頑張っている。警察にはもう少し頑張してほしいというのがある。地域ぐるみというのは、今日のテーマにもなると思うが、これは私たちの反省を踏まえてまだ十分いっていないと思っている。

この「万引防止のためのアクションプログラム」を通じて、一つは全件通報がかなり徹底されるようになって

た。これも後ほど先生方の御意見を伺いたいが、10年前は少年を万引きで捕捉したときにお店は独断で、説諭で帰すとか、親がお金を払ったからいいとか、いろいろな判断をしていた。しかしそれはもうよそうと。少年犯罪は地域社会で取り組んで、再犯防止や少年たちの更生を考えれば警察に全件通報し、学校、家庭を巻き込んで地域で取り組まなければいけない。そういうような趣旨もあり全件通報だと樋口前警視総監が北海道警察本部長のときに号令をかけたことによって一気に弾みがつき、それでは我々もやろうということで今日に至ったという経緯がある。

万引しにくい店舗づくりについても、ハード面、ソフト面、社会の絆といろいろな視点で相当のノウハウを蓄積した。年2回、防犯管理者養成講座を開催し、さらにはモデル店舗、つまり万引きを防ぐことについてハード面、ソフト面、社会の絆、そういった視点からモデルとなる店舗を抽出し、それを認定することで流通業への浸透を図っているところである。

万引き防止教育の推進。中古買い取りについては今年の10月から業界は自主的に、本やゲームの買い取りに当たって中学生以下からは保護者同伴でないと買い取らないという、思い切ったことを行っている。

5 高齢者による万引きへの対応

これまでは、少年による万引き犯罪が主で、一定の効果を上げてきたが、今後、高齢者に対してどう対応していくかということが大きなテーマである。高齢者による万引きは食品が多い(図5)。食品が多いということは額として少額だ。少年の場合はゲームソフトや書籍など、少し古いデータだが1件当たり9,000円を超える被害があった。高齢者が食料品をスーパー等で万引きする額は少額であるケースが多いため、警察に通報しない埋もれた件数が多いと推測している。

この取組みに当たっては、万防機構が行っている全国小売業調査で小売業に聞くと、青少年の万引き防止をどこが中心になって行うべきかについては家庭、学校、警察という答えに対して、成人の万引き防止については小売事業者と警察と社会全体ということで、少年犯罪に対する対応とは違ってきている。この辺については先生方の御意見も伺いながら議論していきたい。

最後に、お手元にお配りした『地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書』(www.manboukikou.jp/pdf/situation72.pdf 参照)だが、30都道府県に万引き対策の協議会が設置されており、その30都道府県の活動報告がその小冊子にまとめられている。幾つかの団体、自治体の事例等もあるので、ぜひ後で見ていただければと思う。ボランティアによる巡回、従業員教育、店舗視線での防止手引き、岩手県では認知症のお客様への対応法を細かいマニュアルをつくっている(図6)。

私どもはここで皆様に語るほど、高齢者の万引き対策のノウハウを持っているわけではない。むしろ、この10年間に及ぶ少年犯罪の取り組みを基礎にして、これから高齢者の万引き対策をどのようにしていくかを皆さんと一緒に考える場になればと思っている。やや駆け足であったが、私からの報告に代えさせていただく。

図 1

特定非営利活動法人 全国万引き犯罪防止機構[万防機構]

設立：平成17年6月（東京都万引防止候議会の趣旨を引き継ぐ形で設立）

機能：

- （1）ナショナルセンター機能
全国の警察及び民間企業等における万引防止活動の情報収集と情報交換の場の設営。
- （2）シンクタンク機能：
 - ①調査
 - ・全国小売業万引被害実態調査
 - ・万引きに関する全国青少年意識調査
 - ②講師派遣：講演会、研究会に講師を派遣して、万引対策の普及を図る。

理事長：河上和雄（駿河台大学 名誉教授：元東京地検特捜部長）
 副理事長：竹花 豊（認定NPO法人おやじ日本・理事長、元東京都副知事、東京都教育委員）
 理事・調査研究委員長：加藤和裕（愛知県書店商業組合 特別委員長）
 理事・普及推進委員長：若松 修（日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合 専務理事）
 理事・総務委員長：山村秀彦（日本万引防止システム協会 会長）

他理事 24名

顧問：樋口建史（前警視総監）

図 2

東京都における万引きの推移（警視庁生活安全部資料より）

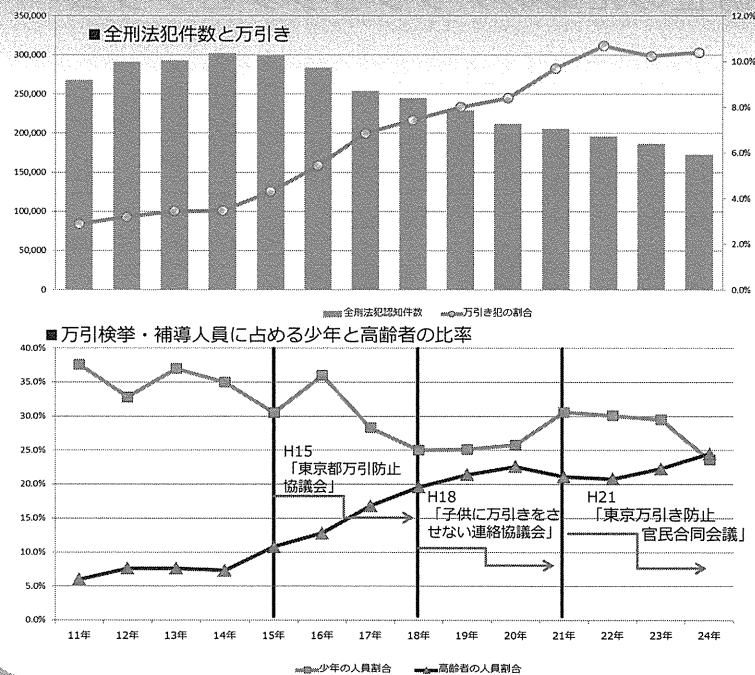


図 3

東京都における万引防止活動

(平成15～平成25年)

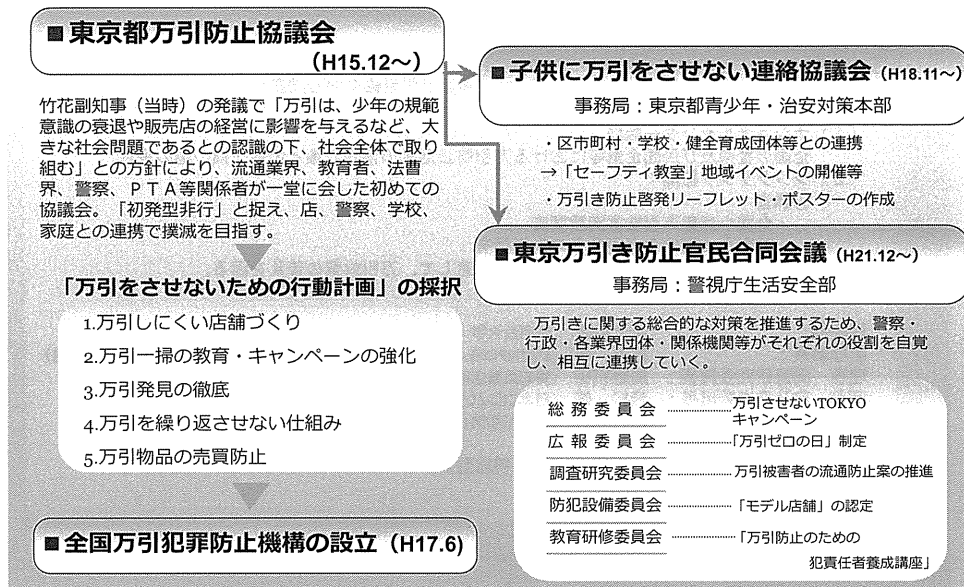


図 4

万引防止のためのアクションプログラム

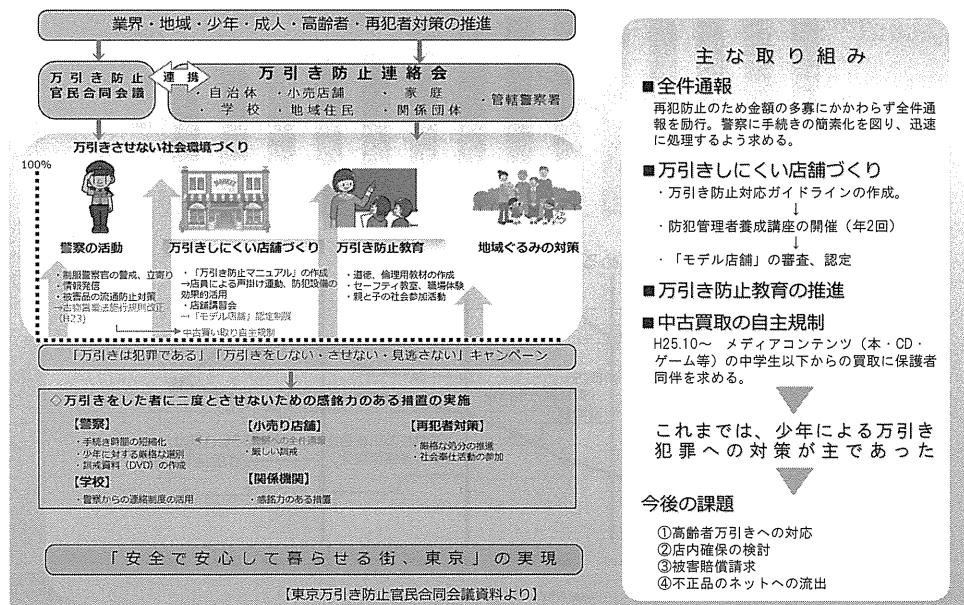


図 5

高齢者による万引きへの対応

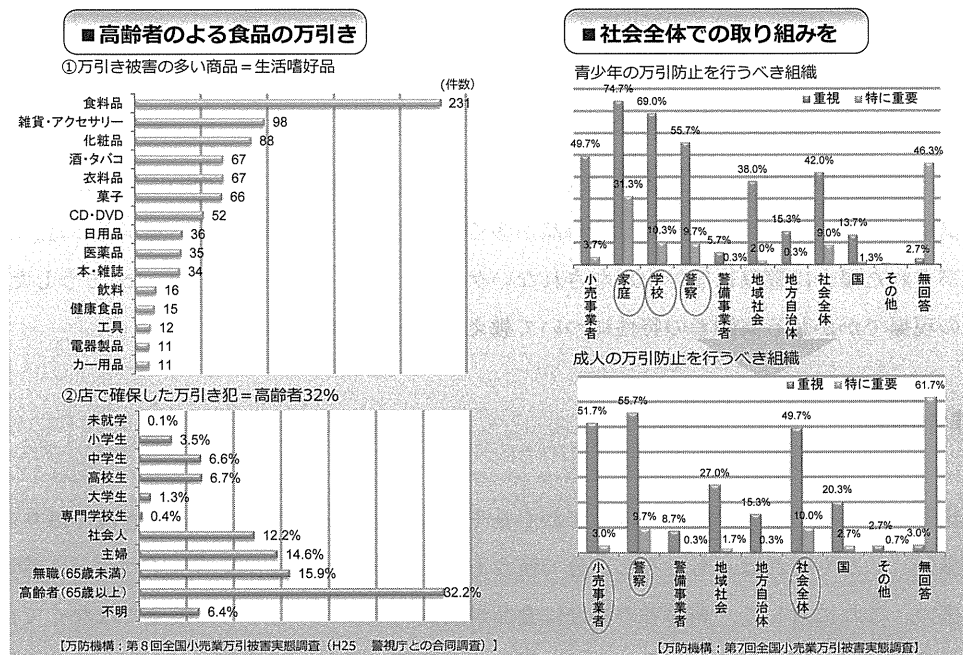
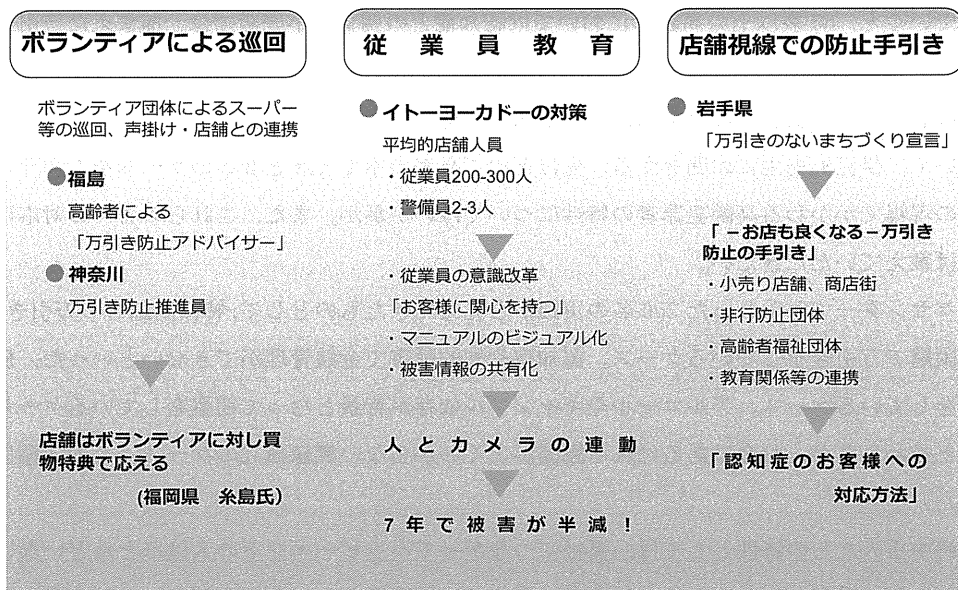


図 6

地域ぐるみでの対策が始まっている！

—「地域の万引き犯罪防止対策：活動調査報告書」より—



【ディスカッション（討論）】

佐々木 このたびのテーマである「高齢者犯罪の実態と対策」について議論をしていく上で前提となる高齢者犯罪の実態、特に高齢犯罪者の特性について皆様からさらにお話をいただきたい。既に基調講演の中において、太田先生からは犯罪統計また全国調査を用いた詳細な分析をいただいているが、統計や調査のみでは見えてこない部分もあろうかと思う。

まず、若松先生にお伺いする。万引きの現場でかかわる高齢者の特性などについてはいかがか。先ほどのご発表の中で、高齢者による万引きの被害品は食料品が多く、被害額も少ないというお話があった。こうした中、家族から弁償がされた場合は警察に届け出がなされないケースもあるというお話もあった。こうしたケースも含め、広く万引きの現場でかかわる高齢者の特性について教えていただきたい。

(1) 高齢犯罪者の特性

若松 少年犯罪との比較において語ったほうがわかりやすいと思う。少年による万引きはやはり本やゲームソフト、文具が多い。しかもそれは、もちろん自分で使うものもあるが、換金目的もしくはゲーム感覚で万引きを働くケースが多い。これに対して、高齢者の場合は食品が圧倒的に多い。もちろん換金ではなくて自分で使うケースが多い。食品なので少額であるということで、恐らく水面下に埋もれた件数がかかなりあると類推している。少額であるがゆえに、現金で弁償する、家族が来て引き取ってもらおうということで、警察への通報に至らないことが逆に懸念されている。

私どもの小売店調査によると、私どもは少年犯罪については全件通報を呼びかけてきた。その結果、書店や文具店での万引きについては全件通報が70%ぐらいになっているのに対し、スーパーマーケット場合は46%ということで20ポイント以上も差がある。やはりスーパーマーケットでは、高齢者による万引きを必ずしも警察にすべてを通報してはいないということがうかがえる。

現場の声でいくと、65歳以上の高齢者においては認知症との関係。小売店では、捕まえた万引きをした人が認知症かどうかという判断は難しい。中には、認知症を装っているのではないかと疑いの目で見ている店舗経営者もいる。高齢者による万引きへの対応は、まだ現場の戸惑いが聞こえてくる。

佐々木 続いて、伊豆丸先生にお聞きする。先ほどのご発表の中でA氏とB氏のケースをご紹介されていたが、福祉の支援の現場でかかわる高齢犯罪者の特性についてはいかがか。また、これらの者への対応に際して特に問題等があれば教えていただきたい。

伊豆丸 我々センターでかかわった300名の実践から見えてきたものとして、特に高齢者の万引きの特性として、一つは生活困窮で万引きをしているケース。認知症や知的障害で金銭管理ができないといった、疾病・障害が原因で万引きをしているケース。アルコールやギャンブル依存が背景となって窃盗をしているケース。太田先生が社会的孤立と言われたが、お金はあるけれど原因がよくわからない無縁孤立のケース。この4類型に分かれると思っている。

我々が対峙する人たちの特性としては、福祉につながってハッピーエンドの人はほとんどいない。むしろそこからがスタートだ。私たちのセンターの対象者の多くは、被害者としての人生があつて加害者になっている障害者・高齢者が圧倒的に多い。結果的には窃盗ということで表面化されているが、潜在的には根深い生きづらさがある。単に環境的に生活保護などをセットすれば落ち着く人もいるが、落ち着かない人のほうが多い。

そういった意味では、昔、大原麗子がウイスキーの宣伝で「少し愛して、長く愛して」と言ったフレーズがあったが、今一瞬だけ支援して「やっぱりこの人だめだったね」とぼきっと折れてしまう支援体制ではなく、再犯も含めていかに息の長い支援体制を地域の中につくっていくか。そうするためには1人のスーパーマン、一つのスーパー施設だけではだめなので、いかに官民の協働システムをつくっていくかが大切だと思う。

佐々木 息の長い支援の難しさについてご指摘いただいた。では、古川先生、例えば高齢犯罪者といっても、75歳未満の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者とではそれぞれに見られる特徴などに違いがあるかと思う。老年学や社会福祉の観点からみたご意見をいただきたい。

古川 補足でスライドをつくってきたのでごらんいただきたい。ご質問でもいただいたが、高齢犯罪者の特性として4点挙げている。

加齢による心身の変化の多様さということで、私は皆さんから幾つぐらいに見られているかわからないが、ぱっと見若く見えるようだが46だ。年齢相応に老眼も進んでおり細かい字が見えなくなっているなど、年を感じるものが若干増えてきた。皆さんもその辺は同じかと思う。そういったところも含めて、老化の多様性はほぼ共通して経験されると思う。

2番、3番は非常に大きな差を高齢者の生活像に反映させている。先日、赤ちゃんの取り違えの事件が報じられた。これは3番や4番にも出てくるかと思うが、生活像あるいは生活課題に大きな変化、多様性が出てくることはご理解いただけるかと思う。それが加齢に伴って一層顕著に見えてくるのが老年期の特徴でもあり、その一局面として、氷山の一角として高齢者による犯罪があると理解することできる。

その中で福祉につなぐべき人は限られているかと思うが、太田先生の調査で使われた動機の類型化を用いると、怨恨や憤怒あるいは将来を悲観といった部分では家族関係や社会関係が薄いか濃いか。それは顔見知りによる犯行というところでもおわかりいただけるかと思うが、怨恨・憤怒あるいは利欲、性目的型は外れるかもしれないが、家族・社会関係が大きな影響を与えていることと、経済困窮による問題も大きいと感じる。

前期高齢者・後期高齢者といった場合、前期高齢者は75歳未満になっている。今日いらっしゃる方でも70代はまだ若いとお考えの方や、ご自身がそうでいらっしゃる方もおいでかと思う。80歳代、75歳以降の後期高齢者のほうが、高齢者としての特性というか多様性は膨らんでいるかと思う。例えば万引きをしても逃げ足が遅くなっている人は、後期高齢者のほうが多いと感じる。

佐々木 太田先生、先ほどの基調講演の中でも家族や近隣、行政からの孤立についてお話しいただいているが、他の先生方からのお話も踏まえて再度お願いしたい。

太田 スウェーデンやドイツ、またアメリカでも人口の高齢化が進んでいるが、検挙人員に占める高齢者の割合や高齢者単位人口当たりの犯罪者率を計算してみると、日本ほど高齢者による犯罪が増加しておらず、そうした意味で日本における高齢者犯罪の増加は高齢化を迎えた国の中でも珍しい現象と言える。但し、近年、韓国や台湾など高齢化が進むアジアの国において高齢者犯罪の問題が徐々に顕在化しつつある。特に、韓国は、高齢者人口が7%から14%に達するのにかかる期間である倍加年数が、近い将来、24年という日本の世界記録を塗り替えることが確実視されるほどのスピードで高齢化が進んでおり、近年、高齢者による犯罪が社会問題化している。なぜ日本や一部のアジアの国で高齢者による犯罪が増加しているのか、そこにどのような背景があるのかが問題であろう。

それから、高齢者犯罪が急増したのは平成10年ぐらいからの10年間余りであるが、高齢者の特質が10年位の短い期間で変化するとは考え難い。韓国では、高齢者による猟奇殺人が起こった関係で、「キレやすい60代」といったように高齢者の特質から説明しようという向きもあるようだが、日本では高齢者犯罪の動向が短い期間に

変化していることから、個人特性の変化というよりは社会的な要因の変化が背景にあるように思われる。

また、コーホートと呼ばれる、ある特定の世代の犯罪者率が高く、その世代が高齢世代に差し掛かったことが高齢者犯罪増加の原因であるとも考えられるため、警察政策研究センターとの共同調査ではそうした視点からのマクロ的な分析を行った。しかし、特定の世代に問題があるならば、その世代が高齢を迎える前の50代、40代、30代といった世代のときにもそのグループの犯罪者率が高くてよいはずだが、そういう状況は見られなかった。

そこで、報告者としては、平成に入ってから社会的な背景の中で、脆弱性を有する一定の高齢者層が犯罪を犯しやすくなっているのではないかと考えている。もちろん不況や失業といった経済的な要因もあるであろうし、福祉的な問題もあるのかもしれないが、それだけであれば経済的に厳しい高齢者は世の中に幾らでもいるであろうし、福祉制度にも不十分な面があるが、これも多くの人で条件は同じであるので、そうした要因以外の促進要因があると考え、報告者は社会的な孤立に着目をしているわけである。

注意しなければいけない点は、高齢累犯者と高齢初犯者とでは問題の性質も背景も違うということである。高齢累犯者は高齢以前から繰り返し犯罪を犯してきて高齢になっているわけであり、高齢になってもなぜ犯罪行動からの離脱、これを犯罪学ではデシスタンスと言うが、なぜ高齢になっても犯罪を止めないのかという問題があり、これはこれで重要である。しかし、刑事司法制度的に見た場合、高齢累犯者の問題は、高齢犯罪者の問題としてだけ捉えずに、高齢になる以前の段階から対応を取る必要がある。犯罪と受刑を繰り返すうちに高齢になった者は、高齢というだけでなく、再三の受刑により家族関係も破綻し、就労も困難な状態になってしまうため、社会復帰はますます困難となるからである。

なお、これとは別に、近年、問題となっているのは無期受刑者の高齢化である。無期受刑者はかつて12年から20年ぐらいで仮釈放になっていたのが、最近では、仮釈放が認められる者でさえ平均30年から35年かかっているため、無期受刑者で仮釈放となる者は殆どが高齢者である。これらの者は、高齢者となってから犯罪を犯したのではないため、高齢犯罪者の問題ではないが、釈放時に高齢となっていることから、他的高齢受刑者と同様、社会復帰上の問題がある。高齢受刑者で福祉的な支援が必要な者に対しては特別調整の制度があるが、重大犯罪を犯し無期懲役を言い渡された高齢受刑者が特別調整の手続に乗りうるであろうか。刑事政策的には、こうした高齢の長期受刑者どのように社会復帰させるかかという課題がある。

もう一方の3分の2を占める高齢初犯者については、先に述べたように社会的孤立が重要な促進要因ではないかと思われるが、家族や近隣から孤立していることによって、経済的・物理的な支援を受けられないというだけでなく、精神的な孤立も大きいように感じられる。心理的な閉塞感の中で、誰からも見守られていないということが大きな問題である。万引きしてきたおかずを、家族がいる食卓に「今晚のおかずよ」と言って出せるだろうか。誰からも見守られていない、誰からも関心を持たれていないという精神的な孤立感、閉塞感も大きな問題ではないかと思う。

近隣の人々との繋がりや見守りも重要である。昔は八百屋に買い物に行けば八百屋の人もお客さんの顔も素性も知っていたが、そうしたところで万引をしようとは思わないであろう。先ほどの万引の報告にもあったが、スーパーでの万引が半分ぐらいを占めている。そうしたところでは、お店の構造もさることながら、お店の人との人間関係は全くないから、平気で万引ができる。これは高齢者に限らないが、若い世代であれば、家族や友人知人もいるが、高齢者にはそうした人間関係もなく、近隣とのつながりも薄い中で罪を犯しやすい環境になっているのではないだろうか。

(2) 現状の課題

佐々木 先生方から高齢者の犯罪の特性について多様な面があるということについてお話をいただいた。それに基づいて、以下、現状の課題に議論を移していきたいと思う。今後の対策についての議論に移りたい。

ア 「出口支援」から「入口支援」への流れの中での課題

まず、「出口支援」から「入口支援」への流れという中で議論をしていきたい。先ほど先生方のご発表の中にもあったが、従来、高齢犯罪者へのアプローチは刑務所、刑事施設からの釈放後の支援、いわゆる「出口支援」が中心であったが、最近、執行猶予者や起訴猶予者を福祉的支援につなぐ「入口支援」の取り組みも進められている。こうした中で、現場においてはどのような課題が生じているのかをお聞きしたい。

まず、伊豆丸先生にお聞きする。長崎県地域生活定着支援センターでは、平成21年から全国に先駆けて「出口支援」のモデル事業を始められている。さらに今年の9月には、制度化に向けたモデル事業として「入口支援」を専門的に行う長崎県司法福祉支援センターが新たに設立されている。

これまでの「出口支援」に加えて「入口支援」を行うに当たり、現場においては、体制上の問題や、支援対象者をどうやって選定するか等いろいろな問題があるかと思う。具体的にどのような課題、問題が生じているか、それに対してどのように対処されておられるか、そうした点について教えていただきたい。

伊豆丸 出口と入口の違いで、出口は出所までに1年2年のスパンがある。他方、入口、すなわち被疑者・被告人段階、特に捜査段階においては勾留期限の時間的な制約と、捜査中ということで情報が出てこない。あるいは、接見時間が基本的に留置場だと15分だと思うが、その15分の中で私たちが会いに行っても、障害があったり認知症があったりするとコミュニケーションが取れない。ほとんど会話が進まない中で15分が切れてしまう。配慮いただいて15分を延ばしてくださる警察もあつたりなかったりするが、飛躍しているかもしれないけれども、障害や高齢に見合った接見時間ができたらいいと思う。

あと、医療情報や服薬が出てこない。それを受ける福祉としては、金曜日の夕方釈放になって、お金もない、生活保護は閉まっている、高血圧の薬を飲まないと生死にかかわるというときに、本当に現場があたふたして、もう次は受け入れないという形になってくる。司法から福祉に医療のバトンを渡すような仕組みを、今後は考えていかなければいけないと思う。

その対応としては、現場レベルではどうしようもできないので、更生保護施設に更生緊急保護で一旦受けてもらって、その間に福祉の手当てを整える、あるいは精神科病院に受けてもらって時間稼ぎをするといった、現場レベルの対応で何とか乗り切っているところである。

佐々木 続いて、太田先生にお聞きする。先ほどのご発表の中で、本年10月から全国の保護観察所7庁において更生緊急保護の事前調整の制度が試行されているというお話があった。刑事司法の観点から見て、「入口支援」に関しての具体的な問題点について教えていただきたい。

太田 現在、長崎その他の地域で行われている「入口支援」は、地域生活定着支援センター内に設置した委員会もしくは他の民間組織が調査を行い、訴追や公判段階から被疑者・被告人を福祉につなげる試みである。ただ、このモデルでは、先ほど話が出たように、身柄事件だと時間的制約が厳しく、また調査を行うのが民間組織であるので、前科・前歴や病歴・治療歴など個人情報の入手に限界がある。

訴追や公判段階から福祉的な支援につなげるうえでの調査・調整をどの機関が行うのかについては、この他にもいろいろなモデルが考えられる。同じ民間組織でも法テラスや弁護士会が中心になってやるという方法もあるし、行政機関が行う仕組みも考えられる。行政機関が調査・調整を担う方法の利点は個人情報の利用に問題がないことである。例えば、東京地検では社会復帰支援室を設置し、社会福祉士が福祉的支援につなげるための業務

を担当しているが、検察庁内部にこういった担当者を置くことも考えられる。それから韓国など海外で行われているように、保護観察所が起訴前調査や公判前調査のような形で調査を行う方法もある。かつて昭和36年から横浜地検を始め20ほどの地検で行われていた更生保護措置付起訴猶予でも、当時は保護観察所と少年鑑別所が対象者の面接や資質鑑別を行っていたし、10月から試験的に始まった、保護観察所の保護観察官と社会復帰調整官が更生緊急保護の事前調整を行っておき起訴猶予にもっていく試みも、このモデルに属しよう。

それから対象者について言えば、現在の「入口支援」の対象者よりも軽微な犯罪を犯し、微罪処分となっている者の中にも、福祉的支援が必要且つ相当な者がいるのではないか。現在、起訴猶予後に福祉的支援を行っているような対象者の中には、それ以前に微罪処分を受けている者がいるものと思われる。微罪処分に際しては、訓戒や説諭などの処置が行われているものの、福祉の必要性を調査した上で福祉的措置につなげるようなことまでは行われていないであろう。そうであるとすれば、起訴猶予まで待って支援するのではなく、もっと早い微罪処分の段階から福祉につないでいく仕組みがあってもいいのではないかと思う。

ただ問題なのは、万引など微罪処分対象者で、高齢者や障がい者など福祉的な支援が必要な人となると、起訴猶予対象者よりはるかに数が多くなるので、それだけの数の者を福祉施設や福祉サービスにつなげていくことが果たして仕組みとしてできるのかどうかということと、その調査・調整をどこが担当するのかである。万引きは地域課の警察官が事件処理を担当することになるが、地域課で調査・調整ができるかという点と難しいであろうし、警察の他の部署でもそうであろう。となると、検察や裁判段階の「入口支援」のように、地域生活定着支援センターと連携するやり方もあるであろうし、現在の「入口支援」と共通の調査・調整機関を社会資源として設けることも考えられなくもないが、情報収集の課題は残る。

また、福祉的支援を行う対象者が多いとなると、その受け皿となる福祉施設やサービスのキャパシティの問題がある。微罪処分の場合、犯した罪は軽微であるから、その点では受け容れてもらえやすいかもしれないが、福祉的な要保護性以外の問題性がある者もいるので、受け皿をどうするかという見通しを立てた上でないと難しいだろうと考えている。

佐々木 警察の微罪処分段階においても「入口支援」が必要である。しかしながら、それを実施するに当たってはいろいろな課題がある。そういう中でいろいろなモデルを提示していただき、大変有益な情報をいただいた。

続いて、古川先生にお聞きする。「出口支援」「入口支援」のいずれにおいても、福祉施設や医療施設といった最終的な受け皿を確保する必要がある。先ほどの太田先生のお話でも、「入口支援」を拡充するとした場合、受け皿の問題というご指摘があった。これらの社会福祉の現場の状況、あるいは社会福祉に携わる方々の高齢犯罪者に対する受け止め方などについて教えていただきたい。

古川 まず、厚生労働科学研究に加わった中で、それから私が研究費をもらっている中で、福祉施設等への聞き取り等も進めている。その中で出てくるのは、意義はわかるが、なぜうちが受け入れなければならないのかと。総論賛成、各論反対。これは伊豆丸さんが何回も直面していることであるし、私も大阪・兵庫の定着支援のケース会議に出る中で、意義はご理解いただいていると思うけれどもという形で、何とかこういう形でどうだろうかということによってやっていく。

つまり、刑事処分を受けたというレッテルはやはり大きい。私が個別に実施した、コミュニティソーシャルワーカーという制度がある。その中で、その人たち相手の調査の結果では、やはり意義はわかるけれども怖い、理解が難しいという声が出てくる。そこはどうしてもぬぐいがたい部分ではある。先ほどの情報の問題も重なってくるが、どのように情報を共有していくかというところで、また課題になってくるかと思う。

先ほどから認知症の話はさせていただいているが、見当識障害で家宅侵入したケースで、その人は認知症では

なく、交通事故で頭部を強打して高次脳機能障害になったという人がある。これは要保護性の点からいうと、外見からは理解できない障害の一つとして指摘されるようなものであるが、この人たちのようなケースを福祉の専門家でさえスクリーニングしていくのは難しい。医療機関にかかっているという情報は地域の保健医療のネットワークが持っていたりするので、そういうところがかかわっていくことによって発見していくことができるケースだろう。

もう1点は万引きの問題でいえば、常習的にやっている人であるが、未婚の無職の息子と同居している高齢女性が、息子による暴力あるいは金銭搾取、はっきり言うと年金の搾取といったような問題があつて、はけ口というか、さまざまな理由はあるかもしれないが、万引きに至っていたケースもあった。

そういうところを見ると、必ずしも一面的にとらえていくのは難しい。掘り出してみたら、さまざまな問題が芽づる式に出てくるケースもあるかと思う。

田島班パート2に参加させていただいて、「入口支援」の仕組みがつくられていく中で試行事業はずっとやられていたのだが、研究班で取り上げられたのは、より支援を要する対象中心であつたということがある。一般的な高齢犯罪者、先ほどのような万引きのケースは、対策を必要としないわけではないが調整が楽だろうと思われるのに、組上にはあまり上がってこなかった。そのことが個人的には若干不満に思っている。

というのも、圧倒的な数を占めているのは万引きなど軽微な犯罪で、かつ初犯だったりする。入口段階を多く占めている人たちの社会内包摂（社会的排除の反対）をどのようにしていくかというときに、モデルケースとして1ケースでも取り組めないかと提案しなかったことを個人的には悔やんでいる。

出口以上に受け皿は関係領域の理解が不可欠な部分である。出口の部分はレッテルが貼られてしまつて、怖いとか、そういった先入観が入ってくる。入口の段階であっても、理解ができなければ受け入れにくいし、警察段階でどのように受けとめられたのかを福祉の人間がわからなければ、どういうふうに協力できるのかを提案していくことも難しいのではないかと思っている。

イ 他機関等との連携に際しての課題

佐々木 福祉の現場での課題についてお話しいただいた。いろいろな機関が携わっていく中で、多くの機関がこの問題についての連携を図っていく、情報共有を図っていくことが大事かと思う。

次に、他機関との連携に際しての課題についてお伺いしたい。まず、伊豆丸先生にお聞きする。先生のご発表の中で、地域包括支援センターとの連携についてもお話があつた。これまでほかの機関との連携に際して、具体的にどのような点が課題であると考えていらっしゃるか、具体的な事例と併せてご紹介いただければと思う。

また、先ほど、捜査・公判段階からの福祉的支援、微罪処分・罰金刑・執行猶予の対象者への福祉的支援についてのお話もあつた。これまで警察とのかかわりはどういうふうであつたのか、警察への意見・要望も含めて教えていただきたい。

伊豆丸 今の古川先生のご指摘の補足だが、研究事業と実践のところは分けて、昨年度からの研究事業で対象者が絞つてあつたのは、最初から広げてやってしまうと制度ができるものもできないということで、まず制度化に向けて長期的な視点で対象者を少し狭めてやったということ。そこから漏れている一般の高齢者等は我々センターのほうで支援をしているので、その両方をやっているということが1点である。

他機関の連携の中で、ワンストップな窓口が必要なのではないかと実践で一番感じている。事例で紹介した17人の家族も、いろいろな方が情報を知っている。しかし、どこが情報の窓口になっているのか、どこが旗振りをしているのかというところが不明瞭で、責任の所在も曖昧になっているというケースが多い。例えば兵庫県明石

市は市町村に弁護士を置いていて、そういった市町村は増えてきたが、ワンストップな窓口をつくっていくことが今後は大切ではないかと思っている。

警察とのかかわりに関しては、警察の方々から直接私たちのセンターに相談があるのは1件もないと思う。間接的に、市町村の障害福祉課や高齢福祉課あるいは包括支援センターに警察の方が連絡されて、我々のところに入ってきて関与するというケースはある。

要望については、接見時間の問題、福祉で受け入れるに当たっての医療的な情報の申し送り、あるいは刑務所に社会福祉士が配置されて検察にも配置されるようになって、警察にも福祉と警察をつなぐ通訳的な社会福祉士等が配置されるというのではないか。数の問題に関しては、基幹となる警察に社会福祉士を配置して、その他は当番社会福祉士のような形で県の社会福祉士会から出向するなど、いろいろな模索をしていくのも必要かと思う。

佐々木 続いて、若松先生にお聞きする。従来、万引きへの対策については少年が中心であったとお話があった。これまで高齢者への関与について、小売店舗や警備業者、防犯ボランティア団体、地域住民のほか、警察との連携はどうであったのか。少年の場合との違いも視野に入れ、警察への意見・要望も含めて、連携につき教えていただきたい。

若松 冒頭に申し上げたように、私どもは高齢者による万引き対策はむしろこれからの大きな課題と思っている。そういう意味で今日の太田先生、古川先生の話は参考になると思った。

万引きの犯行現場にいる立場で申し上げると二つある。一つは、万引きをいかに防止するか、予防するかということである。例えば警視庁による被害者調査でも、高齢者による被疑者の半分は、声をかけられたらきつと思いとどまっただろうと言っているように、声かけが非常に有効であるということが10年間の私たちの活動でよくわかった。従業員による声かけをする際、これからは高齢者に対する配慮をどのようにしてやるかが大きな私たちの研究課題になる。

高岡市のスーパーマーケットで、孫の世代に当たる小学生などが高齢者の万引き防止の標語をつくった。その標語をスーパーマーケットで展示したところ、高齢者による万引きが激減したという報道があった。犯罪の動機というのは意外とそういうところにあり、みんなで見守ることがいかに効果的かということの一つの証左であると思う。

今日、太田先生、古川先生のお話で、刑事司法と福祉との連携が高齢者犯罪に有効であるというのはとても勉強になった。ただ、犯行現場から言うと、古川先生が例示された警察を通さずに民生委員に通報して、それが地域の包括センターで措置につながるというのが実はなかなか難しい。つまり、我々がどう判断するかということだ。

地域における小売店の形が著しく変貌している。昔は商店街で家族経営の商店が多かったが、今は全国チェーンの店が相当多くなっている。そういう中で、店主の判断で通報したりしなかったりというのは非常に難しい。刑事司法と福祉の連携という土俵ができるのであるならば、私たち小売店としては、むしろ事柄もしくは金額の多寡にかかわらず全件通報を徹底することで、その土俵に上げさせていただく。もちろん、私たち小売店も地域社会を構成するメンバーの1人としての責任があるから、その上で私たちは一体何ができるのか改めて考えていきたい。

(3) 今後の方向性

佐々木 それでは残りの時間で、これまでの議論を踏まえ、今後の方向性について議論していきたい。

ア 比較的軽微な罪を犯した高齢者へのアプローチ

いろいろ議論はあったが、一つの議論のポイントとしては、刑務所を出てからの「出口支援」は、ここ数年の間にいろいろな制度もできてきて少しずつ充実が図られていると感じている。一方で、「入口支援」はまだ緒についたばかり。特に警察段階、微罪処分の段階にとどまるものについては、なかなか有効な再犯防止の手だてが打たれていないのではないかという問題点が指摘されている。

そこで、比較的軽微な罪を犯した高齢者へのアプローチという切り口で議論をしたい。比較的軽微な罪を犯した段階においても、必要に応じて、高齢犯罪者へのアプローチを図る必要性が唱えられている。一方では、太田先生からもご指摘があったように、非常に数が多く最終的な受け皿のキャパシティの問題もあり、すべての高齢犯罪者を対象とすることは不可能であろうかと思う。

そういう中で、特に優先してアプローチを図るべき高齢犯罪者とはどういう人なのか、どのように選別をしていくのかについてはいかがか。また、支援の内容についても、悪質性が進んだ累犯者あるいは出所者へのアプローチとは違う支援の内容・手段もあり得ると考えられる。

まず太田先生、先ほどのご発表で、高齢犯罪者に対する微罪処分や、その中でイギリスや韓国における早期介入型ダイバージョンやドイツ等における条件付起訴猶予制度などのお話もあったが、刑事司法の観点から見てこの点についてのお考えを伺いたい。

太田 法律的な議論をすれば、福祉的支援や措置をどのような形でやるのかという問題がある。例えば、起訴猶予にしても、今度の更生緊急保護の事前調整は、起訴猶予を前提として調査・調整をしておき、起訴猶予になったら本人の申出に基づいて更生緊急保護を行うというもので、あくまでも任意の措置として行うものである。そして、これは警察段階の微罪処分から福祉的支援につなげる方策を考える場合も同様であろう。福祉はあくまで支援であって、義務付けたり、強制したりするものではないからである。

しかし、起訴猶予や微罪処分にしたにもかかわらず、本人がその後、福祉的支援を拒んだりした場合にどうするかである。どう考えても起訴猶予や微罪処分相当というような事案では、これらの処分の後に支援として福祉に回せばよく、後で本人が福祉を希望しようがしまいが法的には問題ないが、従来の基準では起訴相当や検察官送致相当若しくは境界域というとき、適切な福祉的支援が行われ、それによって再犯の防止と改善更生が見込まれることを前提として起訴猶予や微罪処分にしたにもかかわらず、本人が福祉的支援を希望しなかったり、拒否したりした場合に事件の再起ができるかどうかである。被疑者が起訴猶予や微罪処分になることを目的に福祉を希望するふりをする場合もあり得ないわけではない。福祉的支援が必要な人がこれを希望しないことなどないというのは机上の理屈で、実際、「出口支援」の特別調整でも、どう客観的に見ても福祉的な支援が必要なのに、福祉施設なんか行きたくない、生活保護でお金さえもらえばいいと言う人も結構いると聞いている。

海外には起訴猶予や微罪処分に条件を付し、ダイバージョンの利点を活かしながら、その後の改善更生や再犯防止のため、教育的指導や支援を行うような仕組みがあり、こうした制度を導入することができないか検討する価値はあるように思う。しかし、日本では、かつて条件付起訴猶予や更生保護措置付起訴猶予の議論が行われたことがあり、そのときは、これらの制度は適正手続違反であるとか、職権主義・糾問主義であり、弾劾的捜査観に反するなどの理由から反対意見が多く示されたが、現在でも30年前40年前のこの種の議論が相変わらず繰り返される可能性がある。司法処分ではないから、恣意的な運用や冤罪を生む危険性も皆無では無いが、報告者は、そういった人権論だけの議論からもうそろそろ脱していいのではないかと思う。愛に溢れる福祉の方々からみれば何を言っているのか奇異に思われることであろう。

通常であれば刑事手続を進めなければならないような事案において本人も罪を認め、事実に間違いがなく、本

人も希望する場合には、福祉につなげた方がよほど本人にとっても、社会にとっても利益になるのではないかと。起訴段階や捜査段階において、ただ単にダイバージョンにしてほったらかしということではなくて、ダイバージョンに福祉的な支援を結びつけていくことが、最終的には本人の利益になる。福祉的措置だけが本人にとっての利益でなく、再犯をしなくてすむようになることが本人にとっての利益なのである。

ただ、難しいのは、起訴猶予と異なり、高齢者による軽微な事件を対象とするとなると、ほとんどは万引きを中心とした窃盗か占有離脱物横領となってくるため、ダイバージョンと結びつける働きかけをする場合に一体何をするのかという、コンテンツの問題があるように思う。「出口支援」で刑務所から出所後に支援を要するような人たちは住居も家族もなく、施設に入所させて福祉的な支援をしていく必要性が高い。しかし万引きの高齢者たちは住む家もあるのがほとんどなので、施設入所の必要はないであろう。そうすると、ダイバージョンと結びつけて何をするのが本人のソーシャルインクルージョンにつながり、もしくは社会的孤立を防ぐことになるのかを検討する必要がある。

佐々木 いろいろな法的な問題、それから警察の微罪処分段階においても、どういう内容のコンテンツをやっていくかについての課題についてご指摘をいただいた。古川先生、こうしたことについていかがだろうか。

古川 門外漢から申し上げるのも何だが、適正手続が問われてくる中で、民法では20年ぐらい前に、未成年への後見があるように高齢になった場合も後見が必要だということで平成12年の民法改正、成年後見制度の改正につながったという経緯を思うと、非常に慎重であられると感じる。

ただ、比較的軽度の人へのつなぎということで、どういうものにつなぐべきなのかというところで言うと、福祉につないだほうが本人の利益になるということであるならば、可能な限り、愛にあふれると太田先生はおっしゃっていたが、最大限その人の権利を保障するというスタンスで、個別性を尊重するというスタンスから何ができるのかということで考えていくのが福祉のポジションかと思っている。

どこにつなぐのかという一つのアイデアとしては、ほとんどすべての市町村がやっている介護予防事業がある。これは健康保険に基づいて行う健康診査の結果、一定程度介護の必要な状態に陥るかもしれない人たちを対象に、「健康プログラムに参加しませんか」という呼びかけを市町村が行っている。これは介護保険の仕組みで市町村の事業として行っている。これは、社会的な健康を害している状態として犯罪をとらえたときには十二分に対象になるのではないかと感じている。

認知症のサポーターという取り組みを厚生労働省がここ数年続けている。認知症サポーターは認知症の初期の段階に気づくということで、啓発とともにそういった研修を受けていただく事業であるが、警察関係で取り組んでいるところがあったら、ぜひフロアから教えていただきたい。ないだろうと思っている。

しかし、そういう気づきは必要だろうと思っている。一つは要援護性に注目して、乏しい要援護性にどのように気づくのかというところで3点あると思う。心身状態、身元の確認、動機の確認から、医療や介護を要するか、あるいは福祉の援護を要するか、もしくは通常の刑事処分手続で対応が可能かどうか、こういった判断をいただくことが必要になってくる。

このスライドは過去の例を幾つか改変してつくったもので、無銭飲食をしたケースである。お金がないということで、これも若松さんに言わせると全件通報しろよと言われそうなケースかもしれないが、個人商店だったので民生委員につないでくださって話を聞いていると、年金の給付資格を満たせないような人たちがいた。これから生活困窮に陥る人はもっと増えると思うが、このケースでは、警察に突き出すことをせずに福祉事務所につないだというケースである。

つけ足すと、大阪府の社会福祉協議会に加盟している老人施設、社会福祉法人が、社会貢献事業ということで

生活困窮者の支援事業をこの10年間行っている。先週の木曜日（11月28日）に10周年ということで記念のシンポ等を行い、安倍首相からも祝辞をいただいた。この中では、最高で10万円までだが金銭の給付を、一緒に考えながら生活再建につながるような支援をしていくという取り組みを民間でやっている。そういう中で、中間的な支え方も存在しているということをご紹介しておきたい。

次は別にやっていただかなくてもいいのだが、改訂長谷川式簡易スケールという認知症の簡易スケールを紹介している。「今日は何月何日ですか」。それから、目の前に置いてある幾つかのものをお見せして、「今お見せしたものをよく覚えておいてください」。数問後に、「さっき出したものは何と何でしたか」。あるいは、「知っているだけ動物の名前を答えてください」。受け答えが曖昧だったり、そういうことから認知症を疑うということも可能性がある。

若松さんからあったように、詐病ではないが、ぼけを装うことはあり得る。「所持金を見せてください」と言ったときに、小銭がやたら多い、高額紙幣がある。こういう場合は、計算能力が曖昧で認知能力がかなり落ちているだろうということがわかる。うそをつくことはできても持ち物はうそをつくことはできないというところから、幾つかのものを組み合わせることによって、スクリーニングは簡単ではないができなくはない。

要援護性を見つける必要性という点では、伊豆丸さんからご提案があったように、福祉士を置いてみるのも一つの手であろう。定着支援事業が始まったときから、それに合わせて全国の刑事施設に社会福祉士を配置している。それ以前から、全国の10数カ所にモデル的に社会福祉士あるいは精神保健福祉士を配置してきたという実績がある。試行的に何年も続けてきた中で、有効性があることが判明して全国に広げていこうとなったので、モデル的にやってみるというのは可能ではないかと思う。

イ 多機関連携の在り方

佐々木 要介護性の判断について具体的なお話をいただいた。

次の論点として、多機関連携の在り方についてお話を伺いたい。高齢犯罪者の特性を踏まえた上で、その再犯防止に当たって具体的にどのような点に留意して、今後いろいろな機関が連携を図っていけばよいのか。それぞれの立場から見て、どのように関与することができるのか。また、他の機関に対してはどのようなことを期待するのか。

フロアからのご指摘にあったのだが、そもそも高齢者に犯罪を起こさせないという一般予防の観点から見て、どのような連携の在り方が求められるのか。

これもフロアからの質問で、太田先生のご発表の中で、少年サポートセンターならぬ高齢者サポートセンターの設置というお話もあった。具体的にどのようにこれを実現していけばよいのか、その課題は何か。

こうした点につき、包括的になってしまったが、最後に皆様から、多機関連携の今後の在り方についてご意見をお伺いしたい。

伊豆丸 多機関連携というのは福祉の中でもよく言われるが、非常に難しい。私が思っているのは、連携しようと思うことだ。これはマニュアルではなく、連携しようというアンテナをいかに張っておくかだ。今日このような場に呼んでいただいたので、長崎に戻ったら、自立支援協議会や地域ケア会議などを官民でやっているの、そこに警察の方にも来てもらったほうがいいのではないかという議論をしてみたい。

もし皆さんも福祉のほうに聞いてみようかなというときは、定着支援センターと連携できるかどうかは別として、ちょっとかけてみる。お互い文化が違うのでやり方も全然違うと思うが、まずは領域を超えて、そこから見える景色を見て課題を深めていくことが、この5年間の中で実はとても大切なのではないか。受け入れはどこな

のかとかを考え過ぎて、机上で議論をし過ぎて全然進まないというよりも、まずは領域を超えてみる、アンテナを張ることが大切なように思う。

個人的には、社会福祉士が配置され、当番社会福祉士のような形で警察に入っていただくと、相当数が福祉のほうにつながりやすくなるのではないかと考えている。ぜひモデルでもできたらいいと思っている。

若松 今回の伊豆丸さんの話を聞いてなるほどと思ったのは、私たち小売店は福祉の世界とほとんど縁のない中で来た。犯罪防止という意味において、私たちも福祉の世界をもっと勉強しないといけないし、高齢者と接するに当たって特性を学習しなければいけない。例えば、東京都万引き防止官民合同会議には福祉関係の方はどなたも入っていられなかったりで、そういったところから始めるのもいいのかなと思った。

繰り返しになるが、私たちは万引き発生の第一報は警察にこれまでもやってきたし、これからもそういうふうにはやっていきたいと思っている。今日は「入口支援」という有意義な話を伺ったが、高齢者の犯罪は喫緊の課題だ。できれば「入口支援」という議論をもっと深めていただいて、その中で警察の役割は何かということを早く確立していただきたい。我々は無責任に全件通報と言っているのではなく、むしろそれを土俵に上げることで、「入口支援」が一層進むのではないかと期待を込めて申し上げている。一日でも早く、そういう姿をつくっていただければと思う。

古川 私は、今日は高齢犯罪者の研究をしているということでお招きいただいたかと思う。実はもともとの関心は、刑務所の中に寝たきりの人がいる、その人たちのケアをしている刑務官がいる、話を聞きに行きたいという好奇心9割方というところから始まった。話を聞きに行っている中で、出所の支援をしている刑務官が福祉のソーシャルワーカーと同じことをやっていることを知り、その後、芋づる式に知っていくわけである。

その中で対象となる犯罪をした人たちのこともだが、その人たちに向き合う実務家のご苦労をまず知らないといけないと感じるようになった。その人たちの苦労をお互いに共有しあうことによって、伊豆丸さんは異なる文化とおっしゃったが、連携の中に共通の言語を設けなければいけないということは、医療・福祉等の研究では既に明らかであるし、私も経験から感じてきた。

私自身は、第一線で被疑者に接しておられる警察の方のご苦労をまずつかみたい。そうすれば、福祉が協力できる要素はあるだろうかということを、個別に話していくことができるだろう。橋渡しというのはそういったものでいいだろうし、実務家が最適な形をつくっていくためのすり合わせはまだ必要だろうと思う。そこを考えていったときに、仕組みをつくることも重要だが、現場のレベルで確認をしていく中で必要性が共有できたときに、それこそが最も連携の進む原動力になると思う。ご協力いただけるならば、ぜひお手伝いをさせていただきたいと思っている。

太田 フロアから高齢者サポートセンターについてご質問をいただいているので、その点と関わらせながら多機関連携についてコメントしたい。今から5年ほど前に半ば思いつきで、高齢者サポートセンターなるものが必要なのではないかということのある雑誌（ジュリスト 1359号）に書いたが、あながちこれはあり得ない施策ではないと考えている。不良行為の見られる少年については少年サポートセンターという警察の附属機関が継続補導を行っているが、これだけ少年や非行少年の数が減っているなか、高齢者や高齢の犯罪者が増加しているとすれば、高齢者の中で軽微な犯罪を行った者に対して継続的な補導—表現はともかくとして—そういった指導や支援を行っていくセンターがあっても決しておかしくはない気がする。報告者の当面のイメージでは、警察の附属機関として設置し、心理や福祉を専門とする職員と、少年補導員のような高齢者に対する民間の支援員を配置し、その機関をコアとして他の様々な社会機関が連携するようなセンターができればと思っている。

ただ、近年、多機関連携という標語が流行りのように言われるが、連携という言葉は美しい言葉である反面、

非常に無責任な言葉だとも思っている。刑事政策の領域では「矯正と保護の連携」ということが何十年も言われてきたが、それは両者が連携協力して何かやるというより、実際には全部、相手方にお任せということに近いことになっている。だからこそ、連携が進まない。これが多機関連携となると、「共同責任は無責任」という諺にあるように、みんなが無責任になり、結局上手くことが運ばない危険性は十分にある。

また、近年、「司法と福祉の連携」が進められる中、司法は福祉に対象者をつないだ後、全部福祉にお任せでいいのかということである。出口支援である特別調整もそうであるが、刑事処分としては満期釈放であるから、更生緊急保護の間を除くと司法は一切タッチすることができない。その後は、地域生活定着支援センターに全部お任せで、フォローアップを何年にもわたってやってもらうというようなことでいいのであろうか。

福祉的な支援が行われることによって再犯を防止できる犯罪者のグループがいることは間違いないと思うが、福祉的な要因以外の犯罪性や問題性を抱える者もたくさんいる。そのため、福祉にお願いすれば罪を犯さないかという問題がある。人は衣食住を満たせば再犯を犯さないかという、残念ながらそこまで楽観的なものではないであろう。昔、フランツ・フォン・リストという有名な刑法学者が、最良の社会政策が最良の刑事政策であると言ったが、今その格言の意味が問われているように思われる。

そうすると、司法がぱっと手を引いて、後は福祉にお願いというだけではいけない。「出口支援」の場合は刑の執行が終わった後であるし、執行猶予の場合でも司法機関できちんと刑事責任を問うているからまだいいが、微罪処分や起訴猶予の場合には終局処分を科さないまま福祉へつなぐのであるから、再犯をさせてしまったら元も子もない。多機関連携を通じて福祉と連携することは重要だが、司法の側としては何ができるのか、何をすべきか、従来の司法の限界をどのような形で克服していくか模索する必要がある。

それから、被害者に対する配慮を忘れるべきではない。例えば、万引きは確かに殺人や強盗に比べればはるかに軽微な犯罪ではあるが、それを「大した犯罪被害ではない」ような扱いをすることには非常に違和感がある。万引き倒産ということがあるように、経済不況の中、被害店舗の経営者や責任者にとってみれば、やはり深刻な被害である。再犯防止の上で、被害者の存在を決して忘れてはいけないと思っている。

なお、若松さんの万引き全件通報の件であるが、少年の場合には、あくまでも全件送致主義があり、家裁に全部少年事件を集めて最もふさわしい処分を考えるとという理念的な前提があるから、全件通報ということが言われるのだと思う。では、かなりの数に上る高齢者による万引についても全部警察に通報するとした場合、警察にはそれを処理するだけのマンパワー、さらにはその後の受け皿があるのであろうか。そこも考え併せた上での全件通報でなければいけないという気がする。

佐々木 時間も押してきたので、ご質問を何点かに絞ってご対応をお願いしたい。古川先生へ奈良県警カナイ様から、高齢者の説明の中で、多様性が大きく、年齢層とスペクトラムが重なり、他の年齢層との対照ができないとあったが、その理由について詳細に伺いたいというご質問をいただいた。

古川 厳密に言うと、多様性という点で、社会福祉のほうは個別性に注目するということところもある。高齢者の犯罪の特徴を際立たせるものを見つけるよりも、例えば孤立や生活困窮といったような、生活背景にある生活不安定さは中高年期と何ら変わらない。そこからのつながり、重なりがあるということが1点である。

性格の問題やさまざまな障害の部分は、それ以前の年齢からのつながりがあるということから、本当にグラデーションのあるような重なり合いしか見出せないのではないかと。ここから厳密に線引きができるものではないということである。また後で個別に答えさせていただく。

佐々木 司会者の特権を利用して私から一つ質問したい。今日、警視庁の生安総務課長から警視庁の実践の話も

あったが、実際にやってみると難しいのは、どうしても高齢者自身の同意を得ないと支援につなげることができない。最近は個人情報保護の問題もあるので同意がないと、なかなか連携や、高齢者に対してみんなで集まって支援しようといっても進まない。一方で、支援を受けたくないとか、連携は要らないという高齢者がいた場合には、対策をとろうとした際のネックになるかと思う。この点についてはどのような解決方法があるだろうか。

古川 アイデアで大変恐縮だが、社会的におせっかいをおおっぴらにできるのが社会福祉だと言うと、ちょっと違うぞと言われそうな気配もあるが、社会福祉だからしつこくご自宅を訪問することもできる。あるいは、「個別に相談に乗るから、どうぞ来てください」というようなかわりをしていくこともできる。これは強制力ではなく、あくまでもアウトリーチという社会福祉の地域福祉活動の一つの手法である。そういった方法は強制力ではないが、誘い続けることができる。拒否されても、しつこくというような取り組みができなくはないのではないかと考えている。

伊豆丸 我々センターが平成21年にできたときに、この事業を中心的につくった田島という理事長から私たちが言われたのは、10人中10人救えると思うなど。そんなに福祉は万能ではないし、いろいろな人がいる。最初から上がってきた対象者10人全員救おうとしたら、せっかく司法と福祉がつながった吊り橋が崩れてしまう。3人でもいいので、つなげる人をつなぎなさいということがあった。対象者が圧倒的に多いので、当然そこから漏れる人もいるということは前提の上で、試行しないといけないと思う。

もう1点は、刑務所から本人が福祉を望んでいるあるいは拒んでいるという情報が上がって、私たちが会ってその精神年齢に合って説明をすると、本人が理解できて同意するということもある。やはり通訳的な社会福祉士等が配置されることで、理解できなかった人が理解できるようになるのではないかと考えている。

まとめ

佐々木 それでは、時間も過ぎているので最後に、これまでの議論あるいは質問へのお答えなどを踏まえながら、各先生方から改めてコメントをお願いしたい。

若松 私ども万防機構の河上理事長の言葉をお伝えしたいと思う。

高齢者は国の宝だ。人生を謳歌し、その生の最後の瞬間まで他の人々のことを考え、思いを寄せる生き方を全うしてもらいたい。孤立化する高齢者を1人でも減らすために、社会が、そして個人が何をなすべきかを考える時期に来ていると思う。

伊豆丸 今日はこのような貴重な場を与えていただき感謝している。福祉の人間は無知で無謀な発想をする。こういう場を与えていただいたので、長崎に戻って県警や警察署に出向いて交わる接点を持っていきたいと思う。無謀なことをお尋ねしたりご協力をお願いすることも出てくるかと思うが、太田先生ではないが、愛にあふれた視点でお知恵とご協力をいただきたい。

古川 太田先生からもあったが、高齢者犯罪の最良の社会政策が最良の刑事政策でもないという現実には、例えばデンマークでも高齢者犯罪が取り上げられていることをお話ししておきたい。社会的な支援が充実してそこがすべて受け入れて何とかしていこうという北欧のコミュニティでも、そういう取り組みだけではカバーできない問題はある。しかしその問題にも到達していなければ、この先のことを語っていくことはできない。

今、日本が経験しているのはそれ以前の状態かもしれない。まだいろいろな経験をしていく中で試行錯誤していくというのは、どの国も経験していないことをそれぞれなりに経験している。お互いに共有し合っていくことが今後の日本の高齢者犯罪の対策につながっていけば、何より国民の福祉の向上につながればいいと思っている。

太田 先ほども述べたように、司法のほうも、権利保障や適正手続という観点だけで物事の是非を議論するとこ

ろから脱しなければいけない。時には「被疑者・被告人・受刑者の福祉」という発想があってもいいように思う。権利保障の軸だけから犯罪者に対する対応を一律に考えるのは、現代の刑事司法のニーズや対象者のニーズからもずれる場合があると考えている。

佐々木 本日は、急増する高齢者犯罪の実態と対策について議論してきた。議論を重ねる中でさまざまな課題が浮き彫りになったが、同時に、その課題を克服する道筋も見えてきたかと思う。少年非行対策と同じように高齢者にかかわるさまざまな機関・団体、また地域住民が連携して、家庭・地域から孤立する高齢者にアプローチをして、必要に応じて福祉施策につないでいくことが重要であるという共通の認識が得られたのではないかと思う。

多機関による地域の連携を構築するに当たっては、伊豆丸先生から異質な存在と交わるとか、アンテナを張るというお話があった。警察を含め、各機関が他の機関・団体がどのような活動・サービスを提供しているのか、それぞれの地域で利用可能な資源はどのようなものがあるのか、そうしたことをお互いに知ることが出発点かと思う。

本日はそうした意味において、高齢者の問題に取り組んでいるさまざまな機関・団体の事業が紹介された。今後の多機関連携に向けたヒントが提示されて、今後の展開の第一歩になったのではないかと期待している。

具体的な取り組みを今後展開するに当たっては、支援を必要とする高齢者をどのように選別するか、また、支援に当たる人材をどのように確保するかといった課題も多い。本日は、都道府県警察の担当者の方々を始め、各方面から多くのご聴講をいただいている。皆様におかれては、本日の議論の成果を持ち帰っていただき、各現場レベルにおいて多機関連携の実践の試行に取り組んでいただければと願う次第である。

本日は長時間にわたる議論へのご参加・ご協力をいただき、感謝する。

閉会

司会 パネリストの皆様、ありがとうございました。これもちまして、本日の社会安全フォーラムを閉会いたします。皆様、長時間にわたりご清聴いただき、ありがとうございました。お忘れ物などございませんようお願い申し上げます。また、お使いにならなかった質問票につきましては受付にて回収させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

(終了)